

「学校」をプラットフォームとした貧困対策に係る教育委員会の取組

スクールカウンセラー配置・活用事業

< 事業の概要 >

児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応及び児童・生徒の背景にある、多様化、複雑化した課題への対応に向けて、「心の専門家」であるスクールカウンセラー（以下、「SC」という。）を、政令市を除く公立中学校や県立高等学校・中等教育学校に配置し、学校における教育相談体制の充実を図る。

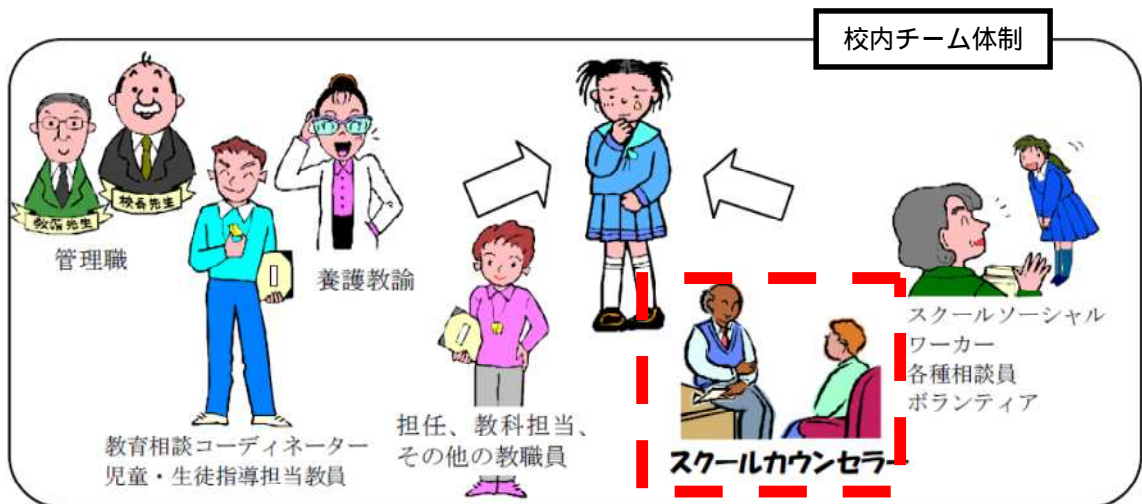
< 経緯 >

- 平成7年度：国の委託事業として開始
（当初配置3校：中学校2校、高等学校1校）
- 平成13年度：国庫補助事業に移行（補助率1/2）
- 平成14年度：SCスーパーバイザー1名を教育局に配置
- 平成17年度：全公立中学校に配置（政令市を除く）
- 平成20年度：国庫補助率変更（補助率1/2 1/3）

平成27年度：	* 中学校（政令市を除く）175校中	175校に各1名
	* 県立高等学校 142校中	拠点校58校に各1名
	* 県立中等教育学校 2校中	2校(前・後期各課程)に各1名
	* SCスーパーバイザー1名・・・	教育局に配置
	* SCアドバイザー5名（新規）・・・	各教育事務所に配置

< 主な役割 >

SCは、専門的な知識、経験をもとに、児童・生徒の心理的課題の解決に向けて、児童・生徒、保護者、教職員に対し、カウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション等を行う。



スクールソーシャルワーカー配置・活用事業

< 事業の概要 >

学校だけでは解決が困難な課題を抱えた児童・生徒が置かれている「背景（環境）への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」などを行うため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）を教育事務所や県立高等学校に配置し、児童・生徒の多様なニーズや課題への対応を図る。

< 経緯 >

平成21年度：国庫補助事業として開始（補助率1/3）

SSW活用事業・・・・・・・・・・・・・教育事務所に6名配置

SSWスーパーバイザー1名・・・・・・・・・・・・・教育局に配置

平成25年度まで1名配置

平成23年度：SSW巡回相談等強化事業（新規）・・・・・・・・・教育事務所に6名配置

平成27年度：* SSW活用事業・・・・・・・・・・・・・教育事務所に12名配置
 （26年度6名から増員）

* SSW巡回相談等強化事業・・・・・・・・・・・・・教育事務所に12名配置
 （26年度6名から増員）

* 県立高等学校SSW配置活用事業(新規)・・・・・・・・・地区拠点校10校に各1名配置

* SSWスーパーバイザー2名・・・・・・・・・・・・・教育局に配置

< 主な役割 >

SSWは、問題を抱えた児童・生徒の学校生活の安定と社会的な自立を促すため、児童・生徒を取り巻く環境のアセスメントや関係機関等との連携・調整をコーディネート、児童・生徒の自己実現や課題解決に向けたプランニング等を行う。

